

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 公共測量の実施(九件)……………一
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 東京都地域医療構想の策定……………三
……………(福祉保健局医療政策部医療政策課)……………三
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………三
……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………三
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………五
……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………五

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
……………(同)……………三
- 肥料検査成績の公表……………四
……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………四

告示

●東京都告示第千三百三十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない

ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理
副知事 安藤立美

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年
三井土地	梶原 正稔	町田市中町一丁目二十五番八号	(12)第二五三八〇号	平成十四年七月六日
ケンセイ都市開発株式会社	代表取締役 高野 雅詔	豊島区北大塚二丁目九番七号五栄大塚ビル3階	(12)第二七〇六〇号	平成十五年二月十五日
株式会社丸菱	代表取締役 金井 利充	新宿区原町三丁目十八番地	東京都知事(7)第五三九九一号	平成十四年五月二十七日
株式会社美山	代表取締役 吉澤 脩平	目黒区鷹番三丁目三番十六号	東京都知事(2)第八九五五五号	平成十五年八月一日

●東京都告示第千三百四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都

知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理
副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(一級水準測量)
- 三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地各区内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十一日から平成二十九年三月三十日まで

●東京都告示第千三百四十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理
副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(五百レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月三十日から平成二十八年九月三十日まで

●東京都告示第千三百四十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区志茂四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月六日から平成二十八年九月三日まで

●東京都告示第千三百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（用地測量）
- 三 測量の区域 板橋区赤塚二丁目及び赤塚六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月八日から平成二十九年二月二十四日まで

●東京都告示第千三百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 江戸川区西瑞江二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から平成二十九年三月三日まで

●東京都告示第千三百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）
- 三 測量の区域 青梅市、羽村市、あきる野市、福生市、昭島市、八王子市、日野市、立川市、国立市及び府中市各地内

四 測量の期間 平成二十八年五月十三日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千三百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）
- 三 測量の区域 世田谷区、狛江市、調布市、府中市、稲城市、多摩市及び日野市各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月十七日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千三百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）
- 三 測量の区域 大田区及び世田谷区各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月十四日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千三百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）
- 三 測量の区域 八王子市、日野市、多摩市及び府中市各地内（浅川〇・〇kから十三・〇k、大栗川〇・〇kから一・一k）
- 四 測量の期間 平成二十八年五月十四日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千三百四十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定に基づき、東京都保健医療計画の一部として、東京都地域医療構想を定めたので、同法第三十条の四第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 縦覧期間 平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
- 二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで
- 三 縦覧場所
 - (一) 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎 二十三階
 - (二) 西多摩保健所 青梅市東青梅五丁目十九番地の六
 - (三) 南多摩保健所 多摩市永山二丁目一番地五
 - (四) 多摩立川保健所 立川市羽衣町二丁目六十三番
 - (五) 多摩府中保健所 府中市宮西町一丁目二十六番地の一
 - (六) 多摩小平保健所 小平市花小金井一丁目三十一番二十四号

(七) 鳥しよ保健所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎 二十五階

(八) 鳥しよ保健所大島出張所

大島町元町字馬の背二百七十五番地四

(九) 鳥しよ保健所大島出張所新島支所

新島村本村六丁目四番二十四号

(十) 鳥しよ保健所大島出張所神津島支所

神津島村千八十八番地

(十一) 鳥しよ保健所三宅出張所

三宅村伊豆千四番地

(十二) 鳥しよ保健所八丈出張所

八丈島八丈町三根千九百五十番地二

(十三) 鳥しよ保健所小笠原出張所

小笠原村父島字清瀬

●東京都告示第千三百五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十八年八月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認定期間
医療法人社団悦伝会	新宿区下落合三丁	平成二十八年

目白病院	目二十二番二十三号	八月一日から平成三十一年七月三十一日まで	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	同 区歌舞伎町二丁目四十四番一号	同右	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	同区赤羽台四丁目十七番五十六号	同右
東京大学医学部附属病院	文京区本郷七丁目三番一号	同右	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	同 区南蒲田二丁目十九番二号	同右	医療法人社団杏精会岡田病院	荒川区荒川五丁目三番一号	同右
東京医科歯科大学医学部附属病院	同 区湯島一丁目五番四十五号	同右	古畑病院	世田谷区池尻二丁目三十三番十号	同右	医療法人社団明理会東京腎泌尿器センター大和病院	板橋区本町三十六番三号	同右
医療法人社団哺育会浅草病院	台東区今戸二丁目二十六番十五号	同右	自衛隊中央病院	同 区池尻一丁目二番二十四号	同右	医療法人社団叡宥会安田病院	同 区成増一丁目十三番九号	同右
東京都済生会向島病院	墨田区八広一丁目五番十号	同右	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	同 区大蔵二丁目十番一号	同右	北村整形外科病院	同 区赤塚新町三丁目三番四号	同右
順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	江東区新砂三丁目三番二十号	同右	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾四丁目一番二十二号	同右	医療法人社団川満恵光会川満外科	練馬区東大泉六丁目三十四番四十六号	同右
医療法人社団高裕会深川立川病院	同 区扇橋二丁目二番三号	同右	医療法人社団徳静会横島病院	中野区新井一丁目三十八番六号	同右	医療法人社団けいせい会東京北部病院	足立区江北六丁目二十四番六号	同右
医療法人社団修世会木場病院	同 区木場五丁目八番七号	同右	医療法人財団健真会総合東京病院	同 区江古田三丁目十五番二号	同右	医療法人社団苑田会苑田第一病院	同 区竹の塚四丁目一番十二号	同右
N T T 東日本関東病院	品川区東五反田五丁目九番二十二号	同右	豊島中央病院	豊島区上池袋二丁目四十二番二十一号	同右	医療法人財団梅田病院	同 区梅田七丁目一番二号	同右
独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘二丁目五番一号	同右	医療法人社団雙和会原整形外科病院	同 区西池袋三丁目三十六番二十三号	同右	医療法人社団栄悠会あやせ循環器リハビリ病院	同 区谷中三丁目十二番十号	同右
医療法人社団爽玄会碑文谷病院	同 区南二丁目九番七号	同右	医療法人社団卓秀会平塚胃腸病院	同 区西池袋三丁目二番十六号	同右	医療法人社団成和会西新井病院	同 区西新井本町一丁目十二番十二号	同右
医療法人社団森と海東京東京蒲田病院	大田区西蒲田七丁目十番一号	同右	王子生協病院	北区豊島三丁目四番十五号	同右	医療法人社団茜会西村記念病院	江戸川区平井三丁目二十五番十七号	同右
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	同 区中央四丁目三十番一号	同右	医療法人社団北部セントラル病院	同区赤羽一丁目三十八番五号	同右	社会福祉法人仁生社江戸川病院	同 区東小岩二丁目二十四番十八号	同右
大田病院	同 区大森東四丁目	同右	医療法人社団福寿会赤羽岩淵病院	同区赤羽二丁目六十四番十三号	同右	社会医療法人社団森山医会森山記念病院	同 区北葛西四丁目三番一号	同右

右田病院	八王子市曙町一丁目四十八番十八号	同右
医療法人社団玉栄会 東京天使病院	同 市上巻分方町五十番地の一	同右
医療法人社団仁成会 高木病院	青梅市今寺五丁目十八番地の十九	同右
医療法人社団大聖病院	福生市福生八百七十一番地	同右
医療法人社団悦伝会 目白第二病院	同 市福生千九百八十番地	同右
独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町三千二百五十六番地	同右
国家公務員共済組合連合会立川病院	同 市錦町四丁目二番二十二号	同右
医療法人社団野村会 野村病院	昭島市昭和町四丁目七番十三号	同右
医療法人社団大日会 太陽こども病院	同 市松原町一丁目二番一号	同右
公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	府中市朝日町三丁目十六番一号	同右
日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町一丁目二十六番一号	同右
医療法人社団東山会 調布東山病院	調布市小島町二丁目三十二番十七号	同右
独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘三丁目一番一号	同右
医療法人社団山本・前田記念会前田病院	東久留米市中央町五丁目十三番三十四号	同右
国民健康保険立八丈病院	八丈島八丈町三根二十六番地十一	同右

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人社団石仁会 白石病院	足立区谷在家二丁目八番十四号	平成二十八年六月十六日
医療法人社団哺育会 浅草病院	台東区東浅草二丁目十番十二号	平成二十八年七月三十一日
北部セントラル病院	北区赤羽一丁目三十八番五号	同右
医療法人社団成和会 西新井病院	足立区西新井本町五丁目七番十四号	同右
社会医療法人社団森山医会森山記念病院	江戸川区西葛西七丁目十二番七号	同右

●東京都告示第千三百五十一号
東京都統計調査条例（昭和三十二年東京都条例第十五号）第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。
平成二十八年八月一日
東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

一 統計調査の名称
東京都農作物生産状況調査（都指定統計調査第六号）

二 目的
農業行政に必要な農作物の基礎資料を得ること。

三 調査事項

(一) 対象作物
野菜、果樹、穀類、工芸作物、花き及び植木

(二) 調査項目
作付面積、収穫量（野菜、果樹、穀類及び工芸作物）又は出荷量（花き及び植木）

四 対象の範囲
東京都の区域に所在する農家

五 実施方法
調査対象農家に対し調査票を配布し、調査票の返送を依頼することにより行う。

六 調査時期

(一) 調査対象期間
平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間を対象とする。

(二) 調査実施期間
平成二十八年八月一日から同年九月三十日までとする。

七 調査票
調査票は、次の東京都農作物生産状況調査票とする。

東京都指定統計調査第6号
平成28年度
〇〇区計町村



--	--	--	--

東京都農作物生産状況 調査票

この調査票は、農業行政に必要な基礎データを整備するためのものであり、それ以外の目的（税金の徴収など）に使用することは絶対ありません。

（調査票の記入に当たって）

- 1 調査票の記入に当たっては、2ページの「記入上の注意事項」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、過去1年間で記入しますが、過去1年間とは、**平成27年1月1日～12月31日**までの1年間について記入してください。
- 3 調査票への記入は、黒の鉛筆かシャープペンシル若しくはボールペンにて記入してください。

住所・氏名を記入してください。

住所	〇〇区市町村
氏名	

月 日 () までにご回答願います。

裏面へ



東京都農作物生産状況調査票 記入上の注意事項

記入上の注意事項

1. 面積につきましては、**m²** 単位で記入してください。
2. 対象となる期間は、**平成27年1月～12月**です。
3. **東京都内**での面積・生産本数・出荷量(本数)を記入してください(他県は除く)。

1) 作付延べ面積・作付(ほ場)面積の記入に当たっての注意

面積

記入例

1,008 m² (面積の単位はm²としてください。)

② 作付延べ面積は、例えば1つの作物を2回作付して
いれば2回分の合計面積を記入してください。

(対象＝野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

③ 作付している全ての品目を記入していただくため、
作付延べ面積がごくわずかしかなく、記入が難しい
場合などは、**10 m²**として記入してください。

(対象＝野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

④ 作付(ほ場)面積は、品目ごとに栽培に使用してい
る実際の農地面積を記入してください。

(作付延べ面積とは異なり実際の農地面積となります。)

(対象＝果樹・花き・グランドカバー類)

2) 出荷量・出荷本数の記入に当たっての注意

出荷量・出荷本数を記入する対象品目は、

主に **花き・植木・グランドカバー類・芝**です。

出荷量

↑※ 右に寄せて記入してください。

記入例

16,500 本・球・鉢・m²

①最初に実際に所有又は借り入れている農地(作付)面積をご記入ください。

□ □ □ □ □

東京都内で耕作している農地(作付)面積 (A)~(F)の合計		(A) 普通畑	(B) 田	(C) 果樹
内訳	普通畑	㎡	㎡	㎡
	花き	㎡	㎡	㎡
植木		㎡	㎡	㎡
その他の農地		㎡	㎡	㎡
合計		㎡	㎡	㎡

参考
 ①1坪=3.3㎡ ②1畝=1アール=100㎡
 ③1反=10アール=1,000㎡ ④1町=100アール=10,000㎡

注意!! (野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

※次ページからの調査票には、「作付延べ面積」をご記入ください。
 ※例えば、1つの作物を2回作付していれば、2回分の合計面積となります。
 例：トマト100㎡を2回作付していれば、「200㎡」と記入します。
 3回なら「300㎡」、4回なら「400㎡」です。

品目ごとに調査票がありますので、下記によりお進みください。

野菜	➡ 緑色のページ(4~5ページ)へ
果樹	➡ 水色のページ(6ページ)へ
稲麦・雑穀・工業農作物	➡ 肌色のページ(7~8ページ)へ
緑肥・飼料・牧草	➡ 薄紫色のページ(9~10ページ)へ
花き	➡ あざぎ色のページ(11~12ページ)へ
植木	➡ さくら色のページ(13ページ)へ
グラウンドカバー類・芝	➡

野菜の作付延べ面積(㎡)ノ年間 (平成27年1月1日~12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合は、10㎡として記入してください。
 ※ 例えば1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考
 ①1坪(約) = 3.3㎡ ②1畝(坪) = 1アール = 100㎡
 ③1反(たん) = 10アール = 1,000㎡ ④1町(ちよう) = 1ヘクタール = 10,000㎡

種別	品目名		作付延べ面積(㎡)	品目名		作付延べ面積(㎡)
	記入例	えだまめ		記入例	きゅうり	
果菜類	ナス科	えだまめ	385	きゅうり	1,123	
		さやいんげん	㎡	かぼちゃ	㎡	
		さやえんどう(きぬさや)	㎡	すいか	㎡	
		ズッキーニ	㎡	にがうり(ゴーヤ)	㎡	
		そらまめ	㎡	とうがん	㎡	
	ナス科	トマト	㎡	メロン	㎡	
		ミニトマト	㎡	ズッキーニ	㎡	
		ナス	㎡	まぐわうり	㎡	
		ピーマン	㎡	しろうり	㎡	
		とうがらし	㎡	とうもろこし	㎡	
パプリカ	㎡	その他	㎡			

根菜類	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
だいこん	㎡	ごぼう	㎡	
にんじん	㎡	ヤーコン	㎡	
かぶ	㎡	うこん	㎡	
しょうが	㎡	レンコン	㎡	

いも類	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
ばれいしょ(じゃがいも)	㎡	やまのいも	㎡	
さといも(涼いもを含む)	㎡	八つ頭	㎡	
かんしょ(さつまいも)	㎡	その他のいも	㎡	

裏面にもご記入願います。
 (裏面には、葉茎菜類と、その他の野菜の記入欄があります。)